

虐待防止 の手引き

早期発見・対応のために私たちができること



2017/01/27

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
地域包括支援センターおまかせ

もくじ

- 1 もくじ
- 2 虐待かな？と気づいたら…
- 4 どのようなことが虐待なの…？
- 6 高齢者虐待を防ぐために
- 8 高齢者虐待防止法に違反した場合は…
- 10 参考資料
- 10 やむを得ない事由による措置とは…？
- 12 日常生活自立支援事業とは…？
- 15 高齢者虐待発見チェックリスト

虐待かな？と気づいたら…

もし、お住まいの地域で虐待を疑うようなことに気づいたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談しましょう。

□ ■ 地域の相談窓口

高齢者の場合はここに連絡を！



窓口担当課	電話	Fax
三浦市高齢介護課	046-882-1111	046-882-2836
地域包括支援センターおまかせ	046-876-7557	046-889-1561
はまゆう地域包括支援センター	046-881-3351	046-882-3310

障害者の場合はここに連絡を！

窓口担当課	電話	Fax
三浦市障害者虐待防止センター（福祉課）	046-882-1111	046-881-0148

こどもの場合にはここに連絡を！

窓口担当課	電話	Fax
神奈川県鎌倉三浦 地域児童相談所	046-828-7050	046-825-7071
三浦市こども課	046-882-1111	046-881-0148

高齢者の場合、虐待を疑われるサインには次のようなものがあります。

高齢者虐待のサイン ※1

(本人からのサイン)

1. 説明のつかない転倒や小さな傷やあざが頻繁にみられる。
2. たやすくおびえ、恐ろしがる。
3. 「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある。
4. 居住する家が極端に非衛生的である。
5. いつも汚れた衣服を着ている。
6. 不規則な睡眠の訴えがある。
7. ヒステリー、強迫観念、恐怖症などの神経的反応がみられる。
8. 年金や財産がありお金に困っているはずがないのに、お金がないと訴える。

(介護者からのサイン)

9. 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている。
10. 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。

(地域からのサイン)

11. 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物をなげる音がきこえる。 ※1 全体については、15 頁～高齢者虐待発見チェックリスト参照



ただし、この他にも普段と違った様子や気になることがある場合には相談窓口にご連絡しましょう。

どんなことが虐待なの…？

□■高齢者虐待とは

「高齢者虐待とは、親族など主として高齢者と何らかの人間関係のある人によって高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害し、時に犯罪上の行為」と理解されています。具体的には次のようなものが高齢者虐待と考えられています。

身体的虐待

暴力を振るって、からだにあざ、痛みを与える。外部との接触を意図的、継続的に遮断する。

<例>
殴る、つねる、蹴る、やけど・打撲させる。身体拘束、抑制をする。



心理的虐待

脅しや屈辱など、言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与える。



<例>
怒鳴る、ののしめる、悪口を言う、意図的に無視をする。

性的虐待

本人がいやがる性的な行為やその強要。



<例>
の失敗を裸にし、排泄して下半身を放置するなど。

経済的虐待

本人の合意なしに財産やお金を勝手に使う。理由もなしに本人にお金を使わせる。

<例>
生活費を渡さない、使わせない。年金や貯金を本人の意思に反して使用する。



介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

家族などが介護や生活の世話を
おこなっていない、またはしてい
ない。世話の放棄、放任によって
生活環境や高齢者自身の身体・精
神的状态を悪化させている。

<例>

入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている。食事を十分に与えず、栄養失調状態にある。ゴミだらけな劣悪な環境で生活させる。



□■障害者虐待とは

養護者（身の世話や身体介助、金銭管理をおこなう家族、親族、同居人等）や障害者福祉施設従事者等、使用者（障害者を雇用する事業主や経営担当者等）によるものとされています。虐待の種類は高齢者虐待と同様です。

□■児童虐待とは

保護者（親または親にかわる養育者）が、こどもの健やかな発育に悪い影響を与えることを指します。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、保護の怠慢・養育の放棄（ネグレクト）の4種類に分類されています。



高齢者虐待を防ぐために

□■地域や家庭で考えてみましょう

いつ・どこにでも・誰にでも起こり得る問題の虐待を防ぐために、次のことに取り組んでいきましょう。

地域の方へ

□■理解しよう

虐待が起きる原因は様々です。虐待の種類・発生原因・防止について理解する機会を定期的に設けることが大切です。

また、認知症サポーター養成講座などで介護者や地域住民が認知症高齢者の理解を深めたり、客観的な対処方法を学ぶなど、介護者の負担を軽くする活動もあわせておこないましょう。

□■あたたかく見守る

介護が必要な高齢者を抱える家族を孤立、閉じこもりがちにさせないように、高齢者や介護している方をあたたかく見守り、声かけなどをお願いします。3頁の虐待のサインなど、ちょっとした変化に気づく地域の「目」を大事にしましょう。

ご本人・介護者の方へ

□■専門家に相談する

介護の苦勞を周囲が分かってくれないことは、大きなストレスになります。介護疲れとなる前に医師やケアマネジャー、地域の相談窓口にご相談をしましょう。

□■介護保険サービスを利用する

デイサービス（施設への日帰り通所）やショートステイ（施設での短期宿泊）など介護保険サービスを利用することで、日頃の介護負担を軽くしましょう。

□■仲間との交流

介護教室や家族会の参加、当事者間の交流などを通して、介護者が一人で抱え込まないようにしましょう。



高齢者虐待防止法に違反した場合は…

高齢者虐待防止法には罰則があり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

高齢者虐待防止法の目的

高齢者の尊厳保持、権利利益の養護のため、高齢者に対する虐待防止に関する国等の責務、高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図る・養護者に対する支援を定めている。

高齢者虐待防止法の趣旨は、取り締まったり、処罰することが目的ではなく、虐待を防止し、擁護者が虐待者にならないように支援することです。



□■ 罰則（高齢者虐待防止法第29条・30条）

1年以下の懲役または100万円以下の罰金

高齢者虐待対応協力者・市町村関係職員が職務上知り得た秘密を漏らしたとき

30万円以下の罰金

正当な理由なく立ち入り調査を妨害したとき（※1、※2）

□■ 高齢者虐待の養護者による虐待への罰則

一般の犯罪と同様の刑法で処罰される

○身体的虐待…暴行罪・傷害罪

- 心理的虐待…脅迫罪・侮辱罪
- 経済的虐待…横領罪・背任罪・詐欺罪

3ヶ月以上5年未満の懲役

- ネグレクト（無視・軽視）
 - …保護者遺棄責任者遺棄罪
 - ※老年者・幼年者・身体障害者・病者を保護する責任のある者が、これらの者を遺棄し、またはその生存に必要な保護をしなかったとき

一般の犯罪と同様の刑法で処罰される

- ネグレクトの結果、高齢者死亡時
 - …傷害致死罪・遺棄致死罪・殺人罪

※1 立入調査（高齢者虐待防止法第11条）

市町村長は、養護者による虐待により高齢者の生命、身体に危険が生じているおそれがあるときは、地域包括支援センター職員や関係機関職員が居住地に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができる。

※2 警察署長に対する援助要請等（高齢者虐待防止法第12条）

市町村長は、立ち入り調査、質問をさせようとする場合に、必要があると認めるときは、高齢者の居住地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

参考資料

□■やむを得ない事由による措置とは…？

平成12年度の介護保険制度導入により、介護サービスの提供の仕組みが措置から契約に変更となりました。しかし、高齢者虐待への対応など、適切な公的サービスが提供される必要がある場合があります。老人福祉法に規定されている「やむを得ない事由による措置」は、そういう状況に対応するために設けられました。

やむを得ない事由による措置とは、虐待等の理由により契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な65歳以上の高齢者（以下、対象者とする。）について、市区町村長が職権をもって介護サービスの利用に結びつけるものをいい、下記のサービスを利用することが可能です。（老人福祉法第10条の4、第11条）

訪問介護 / 通所介護 / 短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護 / 認知症対応型共同
生活介護 / 特別養護老人ホーム / 福祉用
具給付・貸与

措置の決定及び開始

- ① 市区町村長は、対象者を発見、関係機関から通報を受けたときは対象者の実態を調査する。
- ② 市区町村長は、対象者が要介護認定を受けていないときは、必要に応じて要介護認定を実施する。緊急の場合は、措置の決定後・措置開始後に実施する。
- ③ 市区町村長は、対象者の実態調査、要介護認定結果をもとに、以下を考慮し措置の決定をおこなう。
 - * 対象者の意思と尊厳
 - * 対象者、家族等の身体及び精神の状況、おかれている環境
 - * その他対象者、家族等の福祉を図るために必要な事情

サービス利用契約を結ぶ能力のない認知症の方の権利擁護を図るためには、市区町村がその方の状況を適切に見極め、措置を適用していくことが求められます。

□■日常生活自立支援事業とは…？

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこなうものです。

実施主体

都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

自立相談支援センターいっしょ：046-888-7347

対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する方です。

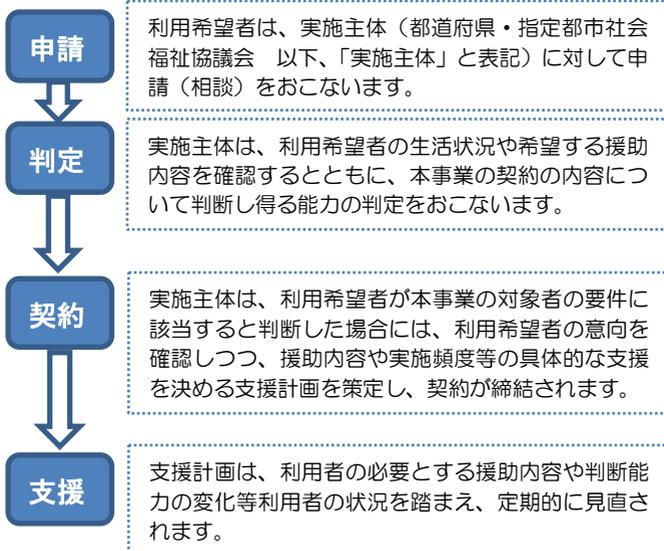
- 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切におこなうことが困難な方）
- 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

援助の内容

本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。

- 福祉サービスの利用援助
 - 苦情解決制度の利用援助
 - 住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- 上記に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。
- 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
 - 定期的な訪問による生活変化の察知

実施の流れ



※契約内容や本人の判断能力等の確認をおこなう「契約締結審査会」及び適性な運営を確保するための監督をおこなう第三者的機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとなっています。

利用料

実施主体が定める利用料を利用者が負担します。

(参考) 実施主体が設定している訪問1回あたり利用料

平均1,200円

※ただし、契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については、無料となっています。

□■高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として、複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。

身体的虐待のサイン

- 身体に小さなキズが頻繁に見られる
- 大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれが見られる
- 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある
- 頭、顔、頭皮等にキズがある
- 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある
- 急におびえたり、恐ろしがったりする
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
- キズやあざの説明のつじつまが合わない
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
- 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

心理的虐待のサイン

- かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる

- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる
- 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

性的虐待のサイン

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血やキズがみられる
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、恐ろしがったりする
- ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
- 睡眠障害がある
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる

経済的虐待のサイン

- 年金や財産収入等があることは明白なのにも関わらず、お金がないと訴える
- 自由に使えるお金がないと訴える
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

ネグレクト（介護・世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している
- 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い
- 汚れたままの下着を身につけるようになる
- かなりの床ずれができています
- 身体からかなりの異臭がするようになってきている
- 適度な食事を準備されていない

- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
- 栄養失調の状態にある
- 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない

セルフネグレクト（自己放任）のサイン

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
- 配食サービス等の食事がとられていない
- 薬や届けた物が放置されている
- ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
- 何を聞いても「いいよ」といって遠慮し、あきらめの態度がみられる
- 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭、虫が湧いている状態である

介護者の態度にみられるサイン

- 介護疲れが激しい
- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる

- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしな
- 保健、福祉の担当者とうのを嫌うようになる

地域からのサイン

- 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している
- 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、

または嫌がられる

□高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿が
みられる

＝引用・参考文献＝

- * 神奈川県保健福祉部高齢福祉課 高齢者虐待防止マニュアル
(2006年3月)
- * 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課 高齢者虐待について考えましよう(2005年9月)



地域の「目」で虐待の「芽」を摘みましよう…

虐待防止の手引き

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3 三浦市総合福祉センター

地域包括支援センターおまかせ

発行人：川崎喜正

編集責任者：出口道夫

編集人：齋藤清香

TEL 046-876-7557 FAX 046-889-1561